12　建築施工管理技術検定の免除申請

⑴　免除を受けることができる者

イ　１級　基金の行う昭和63年度までの１級建築工事技術者試験に合格した者又は平成元年度までの１級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者

ロ　２級　基金の行う昭和63年度までの２級建築工事技術者試験に合格した者、昭和61年度までの２級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者又は平成14年度までの２級建築施工管理技術研修の修了試験に合格した者

⑵　提出書類

イ　受検申請書

ロ　１級又は２級技術検定試験全部免除申請書

ハ　合格証明書（前記⑴に規定する試験に合格したことを証する書面とする。）

ニ　写真１枚　（縦4.5cm×横3.5cm、申請前６か月以内に撮影したもの）

⑶　申請の受付期間

平成29年７月14日（金）～平成29年７月28日（金）

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

⑷　申請書類郵送先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４丁目２―12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館

13　合格証明書の交付　交付申請者及び免除申請者に対し平成30年３月頃に合格証明書を交付する。

14　その他　試験の詳細については、基金の発行する「受験の手引」又は基金のホームページを参照のこと。

平成29年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について

平成29年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号最終改正平成21年７月７日国土交通省令第45号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月20日　　国土交通大臣　石井　啓一

1　受検資格

⑴　１級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格	電気工事施工に関する実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大学卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
	短期大学・５年制高等専門学校卒業者 専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後５年以上	卒業後７年６月以上
	高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後10年以上	卒業後11年６月以上
	その他の者	15年以上	
ロ	２級合格後３年以上の者	合格後１年以上の指導監督的実務経験及び専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む３年以上	
	２級合格後５年以上の者	合格後５年以上	
	２級合格後５年未満の者	高等学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後９年以上 / 卒業後10年６月以上
		その他の者	14年以上
ハ	高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後８年以上の実務経験（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）	
ニ	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	６年以上	
ホ	電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません	
ヘ	専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者　２級合格者　合格後３年以上の者	合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上	
	合格後３年未満の者　短期大学・５年制高等専門学校卒業者・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	イの区分	卒業後７年以上
	高等学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後７年以上	卒業後８年６月以上
	その他の者	12年以上	
	高等学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後８年以上	卒業後９年６月以上
	その他の者	13年以上	

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。（以下同じ。）

注２）旧学校令　大学は、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学、短期大学又は５年制高等専門学校は、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、高等学校は、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。（以下同じ。）

注３）大臣認定者　建設業法施行令第27条の５第２項第３号の規定により、同項第１号及び第２号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者と認められた者は、試験実施機関が作成する「受験の手引き」を参照のこと。（以下同じ。）